

牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金交付要領

1. 事業の目的

本事業は、中小企業基本法第2条に該当する中小企業者、小規模事業者又は個人事業主（以下「法人等」という。）が主体となって新型コロナウイルス感染症対策として、感染拡大防止のための設備整備に取り組む事業に対し、予算の範囲内において牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えて事業展開することを目的とする。

2. 事業の内容

補助金の対象となる事業は、補助対象者が主体となって事業継続のための取り組みであって、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組み
- (2) 町内外で実施され、効果が見込まれる事業
- (3) 他の補助事業制度等で補助金を受けていない事業
- (4) 1法人等につき、1回限りとする。

3. 事業実施期間

事業の実施期間は、補助金の交付の決定があった日から令和3年3月31日までとする。ただし、対象経費は令和2年4月1日以降に実施（納品及び支払い）したのも対象となる。

4. 補助対象者

補助対象者は、牟岐町内に本社又は事業所を置く法人等で次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法第2条に該当する中小企業者、小規模事業者又は個人事業主（ただし、事業者からの会費等の収入を得て経営指導、厚生事業、共同販売を行っている組合、経済団体等を含む。）
- (2) 今後も町内で事業を継続する意思があること。
- (3) 牟岐町暴力団排除条例（平成24年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員等の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体でないこと
- (4) 町税等の滞納がないこと。

5. 補助金交付の要件

- (1) 補助率及び補助金交付額

補助率は、補助対象経費の10/10以内とする。なお、千円未満の端数が

生じる場合は、これを切り捨てる。補助金交付額等は下表のとおりとする。

事業実施場所	町内に本社を有する町内本社 町内に本社を有する町内事業所	町内に本社を有する町外事業所 町外に本社を有する町内事業所
補助金交付額	補助金交付額の上限は50万円とする。	補助金交付額の上限は25万円とする。

(2) 補助金の支払時期

補助金の支払いは、事業終了後の精算払いとする。

(3) 補助金の支払額の確定方法

事業終了後、実績報告書に基づき、原則として現地調査等を行い、支払額を確定する。

補助金支払額は、補助対象経費のうち支出を要した費用の合計額に補助率(10/10)を乗じた額であり、かつ、交付決定額の範囲内とする。

また、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類について、支出額の妥当性等厳格に審査し、本事業の条件を満たさない経費については、補助額の対象外とする。

6. 応募手続き

(1) 募集期間の締め切り

令和2年12月18日(金)午後5時まで。

(2) 応募書類

表1で定める書類を提出してください。必要に応じて追加資料の提出を求められることがある。

(3) 応募書類の提出先及び問合せ先

〒775-8570 牟岐町大字中村字本村7-4

牟岐町役場 産業課

電話番号 0884-72-3419

7. 審査・採択等

(1) 審査方法

応募書類に基づき、受付順に厳正に審査し、審査結果(採択又は不採択)を後日、申請者あてに通知する。書類不備のものは一度返却し、再度受付するものとする。

(2) 審査結果の通知及び公表について

審査結果(採択又は不採択)については、後日、申請者あてに通知する。採択者には、別途、交付決定通知書を送付しますので、その後、事業開始となる。ただし、対象経費は令和2年4月1日以降に実施(納品及び支払い)したのも対象となる。

(3) その他

採択された場合であっても、予算の都合等により補助金交付申請額に記載された補助金が減額される場合がある。また、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがある。

8. 補助対象経費

(1) 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に必要な経費であり、具体的には以下のとおりとする。

- ・店舗の顧客空間（従業員のための空間、自宅兼用空間は除く。）における換気設備、間仕切り設置等とする。
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに沿ったもの又は相当程度のものとする。

費目	対象経費の内容
機械装置等費 (設備備品購入費)	新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みで必要な設備備品の購入など当該経費の支出が本事業に合致し、かつ、継続した使用が確実な場合に限る。ただし、汎用性があり目的外使用になるものは除く。 簡易な間仕切り板の設置、飛沫シート（燃えにくい素材のもの）や空気清浄機など
外注費 (建物改修費)	感染予防のための換気設備等の改修など *実績報告書で提出が必要となるため、工事前、工事中、工事完成の進捗が分かる写真を必ず、撮っておくこと。
その他経費	上記のほか事業の実施に必要で、町長が適当と認める経費

*業種ごとの感染拡大予防ガイドライン（内閣官房）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20200806>

(2) 補助対象経費全般にわたる留意事項

- ①補助事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行うものとする。本事業において補助対象経費となるものは、本事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって支払金額等が確認できるものに限るものとする。
- ②複数見積もりにより購入するものとする。ただし、設備備品の購入は、1件3万円（税抜き）とする。
- ③以下の経費は、補助対象とならないものとする。
 - ・補助事業者及び従業員、役員への人件費や報酬
 - ・事務所等に係る家賃や水道光熱費等
 - ・飲食、娯楽、接待の費用

- ・不動産の購入費等
- ・上記のほか、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費

(3) 補助対象経費からの消費税の除外について

補助金の交付申請をする場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である事業者
- ④課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除額確定後の返還を選択する補助事業者

(4) 財産の処分の制限について

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を町長の承認を受けないで、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないものとする。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して、町長が定める期間を経過したものは、この限りではないものとする。

9. 補助事業者の義務

本補助金の交付決定を受けた場合は、以下の条件を遵守するものとする。

- (1) 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止、廃止しようとする場合は、事前に町長の承認を得なければならないものとする。
- (2) 補助事業を完了したとき又は中止並びに廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を作成し、町長に提出しなければならないものとする。
- (3) 補助事業が年度内に完了しがたいと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は1月20日までに繰越承認申請書を提出し、町長の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業に係る経費については、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保管しなければならないものとする。

(5) 本事業実施中、又は終了後において、会計検査院が実地検査に入ることがある。この場合において、補助事業者は実地検査に協力しなければならないものとする。

10. その他

- (1) 補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象経費において、帳簿類の確認ができない場合には、当該確認できない金額は補助対象外となるものとする。
- (2) 補助事業者が牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金交付要綱等に違反する行為等をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがある。また、補助事業者が実質的に事業を行っていないと認められる場合や要件を満たしていないと認められる場合には、補助金の交付決定後であっても、交付決定を取り消すことがある。
- (3) 本補助金は雑収入として計上し、償却資産となるものは税務上の制度に基づき、申告してください。

表1：応募書類

応募書類及び提出部数（各1部）
補助金交付申請書（様式第1号）
添付資料
（1）事業計画書（別紙1）
（2）収支予算書（別紙2）
（3）誓約書（別紙3）
（4）会社等の内容が分かる書類（パンフレットなど）

附 則

この要領は、令和2年8月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年9月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。

様式第1号

年 月 日

牟岐町長 殿

申請者 住 所
氏 名

⑩

補助金交付申請書

補助金の交付を受けたいので、牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名 牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業

2 申請額 金 円

3 関係書類

- (1) 事業計画書 (別紙1)
- (2) 収支予算書 (別紙2)
- (3) 誓約書 (別紙3)
- (4) 会社等の内容が分かる書類 (パンフレットなど)

(別紙1)

牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金 事業計画書

1. 申請者概要

本社又は町内事業所の住所	
法人名等	
代表者氏名	
主たる業種	
資本金	円
従業員数	全体 _____人 内、町内事業所 _____人
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

2. 事業内容等

事業実施場所	*事業を実施する施設名及び住所をご記入ください。
現 状 (コロナの影響)	*対前年度比による売上減少などの状況をご記入ください。

事業の内容	*補助金を使って新たに取り組む内容を具体的にご記入ください。
事業実施スケジュール	*事業着工から完了までのスケジュールを月ごとにご記入ください。
事業実施期間（予定）	令和2年 月 日～令和2年 月 日
他の補助金等への申請状況	有 ・ 無 注2
非課税事業者の別	課税事業者・非課税事業者（ ）注3

注1：必要に応じて、記入欄を増やしても差し支えありません。

注2：有無のどちらかに○印を記入してください。

注3：課税事業者、非課税事業者について、以下の中から補助事業者に該当する番号を記載してください。

- ①消費税法における納税義務者とならない事業者 ②免税事業者
 ③簡易課税事業者 ④消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する事業者

(別紙2)

収支予算書

法人名等： _____

1. 収入の部

項 目	予算額 (円)	説 明
当補助金 自己資金 金融機関からの借入金		
合 計		

2. 支出の部

項 目	予算額 (円)	説 明
合 計		

*積算の根拠書類（見積書やカタログなど）を添付してください。

*実績報告書作成の際は、1件3万円（税抜き）を超えて設備備品を購入する場合は、複数見積もりの添付が必要となります。

*令和2年4月1日以降にすでに着手したものを補助対象とする場合は、その領収書等の写しを添付してください。

*項目は適宜、修正してください。

(別紙3)

誓約書

1. 今後も町内で事業を継続する意思があります。
2. 牟岐町税条例に定める町税等の滞納はありません。
3. 牟岐町暴力団排除条例（平成24年条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団員等の統制の下にある団体その他反社会的活動のおそれがある団体ではありません。
4. 牟岐町新型コロナウイルス感染拡大防止設備等支援事業補助金交付要綱等に違反する行為等をした場合には、補助金の交付取消・返還することに異議はありません。
5. 申請内容について牟岐町から問い合わせや現地調査、是正のための措置の求めがあった場合は誠実にこれに応じます。また、補助対象者要件の確認のため、牟岐町が保有する申請者にかかる町税情報等を利用することに同意します。
6. 申請内容や誓約事項に虚偽が判明した場合は、補助金の全額を返還します。
7. 本補助金の交付を受けた場合に、牟岐町が町のホームページ等で申請者の社名及び所在地を公表することに同意します。

上記のとおりであることを誓約します。

年 月 日

牟岐町長 殿

申請者 住 所
氏 名

印